明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○戸籍が滅失した件（法務三三〇）　一
○日本国に帰化を許可する件
（同三三一）　一
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件
（同三三二、三三五、三三六）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件
（同三三三、三三四）　三
○千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の附属書の改正に関する件（外務二五四）　四
○天然記念物に指定する件
（文部科学九五）　五
○保安林の指定をする件
（農林水産一〇二三～一〇三三）　五
○道路に関する件
（北海道開発局一〇六、一〇七）　七

〔国会事項〕

国家公安委員会　最高裁判所　八

〔人事異動〕

国家公安委員会　最高裁判所　八

〔官庁報告〕

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）　九

〔公告〕

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係　九

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　九

特殊法人等

平成二十五年度厚生労働省第二共済組合の決算関係　二六

会社その他

会社決算公告　二九

告示

○法務省告示第三百三十号

長野県上田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年八月二十九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年七月二十九日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

長野県上田市大字御所五百二十四番地二
松井竹治郎

○法務省告示第三百三十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年七月二十九日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

住所　東京都豊島区西池袋５丁目27番９―403号
胡鳴晨　昭和58年７月６日生

住所　千葉県松戸市上本郷364番地３
宋麟杉　昭和56年12月21日生

劉冉　昭和57年６月17日生

宋秋蓮　平成23年10月11日生

住所　広島県呉市広駅前１丁目４番45―101号
徐海双　昭和54年５月16日生

住所　群馬県太田市岩瀬川町532番地３
曹文貴　昭和58年10月23日生

住所　横浜市南区中里４丁目16番15号
林蘇僑　昭和52年12月15日生

林娟　昭和54年６月25日生

林里嘉　平成16年５月21日生

林里竜　平成20年２月26日生